

箱根くらかけゴルフ場 Club箱根 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は箱根くらかけゴルフ場Club箱根(以下本会という)と称する。
- 第2条 本会はゴルフ場を通じて会員相互の親睦、品位高揚、技術向上、エチケット・マナーの習得をはかることを目的とする。
- 第3条 本会の事務局は、神奈川県足柄下郡箱根町箱根624-1箱根くらかけゴルフ場に設置する。

第2章 会員

- 第4条 本会は箱根くらかけゴルフ場を利用するアマチュアゴルファーによって構成し会員は一般個人とする。
- 第5条 本会に入会を希望するものは、本会の定める入会手続きに従って申込を行い、第6条に定める年会費を納入して資格を得るものとする。
- 第6条 本会に入会する場合は年会費を納入するものとする。
平日会員/22,000円(消費税込)
但し、納入された会費は理由のいかんを問わず一切返却しないものとする。
本会は入会者に対して会員証を発行する。
- 第7条 会員証は他人に貸与もしくは譲渡することはできない。
- 第8条 会員が下記のいずれかに該当した場合は資格を失う。
- 第9条 1.会員が脱退の意思表示をした場合。
2.本会の名誉毀損、または秩序をみだした場合。
3.会員の特典を不正に使用した場合。会員証の有効期限がきれた場合。
4.反社会的関係者と事務局が判断した場合。
- 第10条 キャンセル料について2組以下の場合3日前より1人/3000円徴収とする。
尚、キャンセル料発生日は予約の組数・状況により異なる。
7日前→3組以上コンペ 30日前→8組以上コンペ

第3章 特典

- 第11条 会員は次の特典を受けることができる。
- 1.プレーフィーの特別割引。
 - 2.ゴルフ場月例会にClub 箱根会員料金で参加できる。

第4章 運営

- 第12条 本会は第3章特典の有効期限を2024年4月1日～2025年3月31日までとする。
- 第13条 本会則に定めなき事項については本会事務局が決定する。
- 第14条 本会則は2023年4月1日から実施する。
- 第15条 本会はメンバー制ではないため、優先予約は受け付けられないものとする。

第5章 競技会ハンディキャップ

- 第16条 本会は会員のハンディキャップを下記により査定する。
- 1.年間3回以上の競技会参加のスコアで査定をし、平均オーバー数の8割をハンディキャップとする。(小数点以下5捨6入)ただし、悪天候の場合や著しく他のスコアとかけはなれたスコアは、参考にしない場合がある。
 - 2.年に一度、4月1日に過去1年間の成績をもとに、ハンディキャップを改正する。スコアの提出が10枚以上の場合、最大スコア1枚と最小スコア1枚を除き査定する。ただし、過去1年で3枚以上のスコアカードの提出がない場合は、ハンディキャップは消失する。
 - 3.各競技会終了後に、下記競技会規則に基づきハンディキャップを改正する。
- 第17条 箱根くらかけゴルフ場主催の競技会には本会のハンディキャップを認める。

第6章 競技会

- 第18条 Club箱根競技会を実施する予定です。
- 第19条 ハンディキャップを取得していない参加者は新ペリア方式で査定し、同ネットの場合は、
1.グロス上位、2.年長者上位の順で決定する。
- 第20条 Club箱根競技会における優勝～第5位・ベストグロスの入賞者は3月に行う決勝大会に参加することができる。(ただし、参加資格者に重複があった場合は順位を繰り上げて参加者を決定する。)

競技規則

- 1.本会の競技規則に関してはすべてJGA規定およびローカルルールに従って行う。
- 2.本会の競技に関する一切の事項は事務局において決定する。
- 3.競技成績によるハンディキャップの改正は次のとおりとする。

順位	ハンディ	1～10	11～36
優勝		90%	80%
準優勝		90%	85%
第3位			90%

※ただし、ネットがアンダーパーの場合はアンダーの50%を差し引く。
※5捨6入とする。